

株式会社タチエス 株主総会議事要旨

日時：2022年6月24日 10時～11時20分

場所：株式会社タチエス 本社3階講堂

1. 監査役による監査報告
2. 議長（山本社長）による報告事項の説明（ナレーションとスライドによる説明も含む。）
3. 議長（山本社長）による決議事項の説明
4. ストラテジックキャピタル丸木より、株主提案の説明

<第4号議案>

これは、当社に対し、当社が認識する株主資本コストの開示を求める提案である。当社は、中期経営計画において、資本コストを意識した経営を掲げている。そうであるなら、当社経営陣が認識している株主資本コストは当然に開示されるべきだ、ということである。取締役会の反対意見を見ても、特に開示するデメリットは述べられておらず、むしろ資本コストの重要性を強調されている。そうであるなら、なぜ開示されない、あるいはできないのか。理由が分からない。例えば、決算説明会等で開示すれば非常に良いと思う。

<第5号議案、第6号議案>

取り下げ済

<第7号議案>

この議案は、1%以上の議決権を有する株主から、指名する取締役との面談の要請があった場合には、当該取締役はそれに応じるべきことを定める提案である。

当社の社長と会長には、先日、ようやくお会いすることができた。しかし、社外取締役の方々とは面談を断られ続けており、未だに対話ができていない。当社がコンプライしているCGC原則5-1-①に則り、一定以上の議決権を保有する株主から指名された取締役は当該株主と面談すべきである。これは、当社取締役会の反対意見にあるように「一定以上の議決権」との閾値を定めて株主の取り扱いを異なるようにせよと言っているものではない。およそ広く対応すればいいのである。0.何%保有の株主にも対応すればいい。

この議案に関しては、後ほど質問をさせていただき、取り下げるか否かはその回答次第で決めたい。

<第8号議案>

我々は政策保有株式については一切保有するべきではないと考えている。しかし、当社は政策保有株式を昨年3月現在で約87億円保有し、その保有目的を「取引維持と拡大」、「業務提携」と開示しているため、あえ

てその目的に則って、その保有目的が果たされているか確認を求めるものである。具体的には、株式発行会社に売却希望を伝え、取引に影響がないとの回答であれば、政策保有株式の売却を推進してもらいたいのである。

株主提案に関し、他の株主からご質問がある場合は、できる限りお答えしたいと思う。

5. 議長から、株主提案に対する取締役会の反対意見を説明

6. 質疑応答

(以下は、上記 6. におけるストラテジックキャピタル丸木の発言及び会社側の回答のみを記載)

①. 社外取締役と株主との面談について

(丸木)

株主提案第 7 号議案に関して、取締役会の反対意見は「株主様から単独又は複数の役員との個別面談の要請がなされた場合、当該要請の背景等の内容及び当社の状況を踏まえ、個別面談の対応を行う役員を含め当社としての対応を検討・判断し、株主様と合理的な範囲で個別面談を実施していく」と書かれている。要は、社外取締役は我々と面談していただけるということか。この場でそのお約束がいただけるのであれば、この株主提案は取り下げたいと思っている。社外取締役を代表して、木下取締役に回答いただきたい。

(議長 = 山本社長)

株主様との個別面談は原則として IR 担当役員が対応するが、ご要請の内容、当社の状況に応じて、合理的な範囲で、代表取締役及び社外取締役も対応する。面談のタイミングは、その都度当社の状況に応じて判断する。ご質問の答としては、社外取締役も面談する可能性はある、ということである。

(木下取締役)

社外取締役と株主様が面談することについては、そのことが、当社及び株主様にとって有益である、とする限り、株主様と面談することは可能である。

(丸木)

それでは、この第 7 号議案は取り下げたいと思う。この後、採決いただかなくて結構である。株主と会社にとって有益であるなら、と言われたが、そうであると信じている。社外取締役の方々も我々のような株主がどのようなことに関心を持っているのか知っていただく良い機会だと思う。

(山本社長)

ただいま、第 7 号議案の取り下げをご提案いただいた。少し事務局と協議する。

-----協議後-----

(山本社長)

取り下げは、2名の株主様の総意ということで良いか。

(丸木)

はい。

(山本社長)

承知した。提案株主から取り下げの要請があり、議場の株主の皆様がこれを認めた場合、取り下げが認められる。

これから議場の株主の皆様次第に第7号議案の取り下げの可否についてお諮りする。賛成の方は拍手をお願いしたい。

-----拍手多数-----

(山本社長)

過半数の株主様の賛成があったので、これにより第7号議案は取り下げられた。

②. 株主対応の改善について

(丸木)

株主提案の理由を400文字に制限する、すなわち、株主の権利は制限し、一方で、それに対する当社の反対意見の字数は無制限である。当社の反対意見は長いものだと1600字近く使っている。先ほどの議長の反対意見の説明の時間も非常に長かった。せっかくコロナ禍で短くしようと言われておられるのだから、反対意見の説明も短くしたら良いと思う。株主の権利行使である株主提案だけ制限してそれへの反対意見は字数無制限と言うのはあまりにもアンフェアではないか。法令上可能だからやっているとの言い訳だと想像するが、法令上OKなら何をやっても良いということではない。株主との信義、信頼関係の問題である。来年度以降は株主提案の400字制限を撤廃していただきたい。または、会社側の反対意見も400字以内としてはどうか。その方が良いかも。長すぎると読まれないから。

そもそも、株式取扱規程も多くの会社において、Web開示されている。定款の付属規程だからというのが理由のようである。ただ、当社の場合は、請求しないと見ることができない。また、株主名簿の閲覧謄写は、株主名簿をスキャンするために弊社の社員がタチエ本社まで行った。株主に労力をかけさせているのはもちろんだが、それに立ち会う当社の従業員にも無駄な負担がかかっているように思う。会社によっては、コピーを郵送で送ってくれる。デジタルデータで送ってくれる場合もある。法律上、必ず必要な手続きということではなく、少なくとも良いわけだから、株主、投資家フレンドリーな体制とするよう、是非合理化を進めて欲しい。意見だから回答していただかなくて良い。

(山本社長)

400 字制限は会社法に定められた制度を採用しているものであり、フェアではないというご指摘は当たらないと考えている。株式取扱規程と株主名簿については、法令が定める株主様の権利の範囲内で真摯に対応してまいる。

③. 日産出身の取締役候補について

(丸木)

日産出身の幸松氏が新しく取締役候補になっている。日産は当社の大株主でもないはずだが、なぜ取締役会の 9 人中 3 人が日産出身者になっているのか。当社と同業の TS テックはホンダが株式を 22% 保有しているが、ホンダが送り込んでいる役員は 11 人中 1 人だけだ。タチエスは日産の関係会社でもないのに日産から常勤の 6 人中 3 人、社外取を含めても 9 人中 3 人の役員を受け入れている。当社の株主としては、2 点心配がある。

第一は、ホンダからの受注に影響しないかということである。日産にだけ当社取締役の席を用意し続ければホンダが系列回帰して当社への発注を減らしてしまわないか非常に心配である。

第二に、日産との取引におけるマージンが薄くなっているのではないか、ということである。日産 OB の当社の取締役は、取引条件等について日産の言い分をすぐに受け入れてしまった結果、当社のマージンは TS テックの半分となってしまっているのではないか。実際にメキシコ、北米、欧州など、日産との契約がタチエスに不利なものになっていないか、心配している。

我々の問題提起は社外からどう見えているか考えて欲しい、ということだ。関係会社でもないのに取締役会の 3 分の 1 が日産出身者という状況は、当社の実態がどうであれ、我々株主を含めた外部からは異常だと思われるかねないという自覚を持ってほしい。

我々は日産出身の取締役の就任そのものがダメだと言っているのではない。但し、先ほど申し上げたような、日産との取引で利益は上がらず、業績や株価が低迷する現状を改善できなければ、日産出身者が多いという取締役会の構成が原因ではないかと、経営責任を追究される可能性があるということだ。現状を見れば日産出身者ではなくて、ホンダから役員を受け入れた方が良いのではないかと、思ってしまう。山本社長は当社の取締役会に日産出身者が多く、今申し上げたような疑いを持たれやすいということを認識しているのか。今後もホンダからの受注は継続でき、日産との取引のマージンは改善できるのか。

(山本社長)

確かに、中山、小松、今回の幸松は日産出身者である。しかし、日産からの要請であったわけではない。日産出身者がいることで対日産、対ホンダで交渉もしくは対応を変えることも全く行っていない。当社のこれまでの歴史の中で日産との人脈が様々な形でできている。現在はたまたま 3 名である。取締役はきちんと能力によって選んでいる。

④. 政策保有株式について

(丸木)

当社としては比較的大きな規模で持合いをしているトヨタ紡織株式会社について。トヨタ紡織は、同社の株式保有と取引との関係を決算説明会の場で「トヨタ紡織の株式の保有の有無は取引と一切関係ない」と、昨年10月29日の決算発表での質疑応答で同社の伊藤取締役が明言していた。しかし、第8号議案の当社の反対意見では「今後、事業のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続する」と言っている。トヨタ紡織が株式保有は取引と関係ないと公の場で言っているのに、何故、当社は持ち続けるのか。持たなくても取引できる、協業できるんです。または、トヨタ紡織は公にはそう言ったが、裏ではプレッシャーをかけられて「トヨタ紡織の株を持っていないとトヨタからの受注はできない」と言われているのか。この点についてお尋ねしたい。

(山本社長)

当社の政策保有株式全体に関しては、これからビジネスを拡大・継続するために必要なものは保有する、必要ないものは縮減する。基本的な方針に則って、かつ、連結純資産の10%未満として毎年見直しを行う。

トヨタ紡織の株式保有の目的は、当社とのアライアンスの中で、将来のビジネスに繋がる、さらなる協業、そういったことを多角的に考えて株式の保有が有効であると考えている。

(丸木)

私の質問に答えていない。トヨタ紡織は（株式を）持っていないなくても取引に関係ないっておっしゃっているのだから、当社は持たなくても取引できるんです。協業できるんです。公の場でそう言われたのに当社は何故保有しているのか、という質問です。この質問にお答えいただきたい。

(山本社長)

繰り返しになるが、我々が将来、ビジネスを拡大・継続するために必要なものは保有する。当社が多角的に考えたうえで、トヨタ紡織の加峰を持つことが有効であると考えております。

(丸木)

質問にちゃんとお答えいただけないようなので、トヨタ紡織さんの件はもう結構です。向こうが持たなくて良いと公の場で言っているのに、協業が深まるとかの理由で持っているのは変です。一方的に当社が思い込んでいるのか、裏ではプレッシャーかけられているのか、と思うが、お答えいただけないなら結構です。

それでは、一般論としてお尋ねする。政策保有株式を保有していると、何故将来のビジネスに繋がる又は深い協業に有効なのか。株式保有と取引との因果関係は何か。何故、株式を持っていると取引できるのか、持っていないと取引できないという気持ちになるのか。持たなくても、当社の製品・サービスの質が良ければ取引していただけるはずではないか。株式保有と取引との因果関係についてお答えいただきたい。

(山本社長)

繰り返しになるが、将来、ビジネスを拡大・継続するために、そういった、色々なステークホルダー様との協業が

必要と考える。政策保有株式に関しても、将来のビジネスを拡大・継続していくための一つの重要な部分であると考えている。そういったことを多角的に考えて株式を保有している。

(丸木)

何回お尋ねしても正面からお答えいただけない。それくらい、この政策保有株式というのは日本の産業界に残っている悪しき慣行である。早く無くしてもらいたいし、持っているから取引できる、そういう考え方は払拭してもらいたい。株式を持っていないと取引しないような会社とは取引しなくて良い、それで売り上げが多少減っても株主としては構わない。当社の製品の商品やサービスの質で取引をしていただけるように、株式を持っていないでも選ばれるように、そういう経営を目指していただきたい。

⑤. 業績と株価について

(丸木)

中計の終わりには、業績も大いに改善していただいて、PBR1 倍で 2000 円を超えるぐらいの株価になることを期待しているが、自動車業界のバリュエーションを見る限りは、純利益 80 億円くらいで、EPS で 200 円強、配当だと 120 円、DOE で 6% ぐらいは出せるようにならないといけない。ROE8%ではなく 10%は必要だ。業績の見通しと中期経営計画達成の自信をお聞きしたい。

(山本社長)

コロナ禍、半導体不足の中ではあったが、3 期連続赤字の結果は非常に重く受け止める。PBR1 倍を割れているという現在の株価については、当然問題意識を持っている。

我々としては、中期経営計画に掲げた目標をきっちりクリア達成していく。そのためには、21 年度でいうと構造改革を中心に行ったが、計画通り日本、中南米などで成果は表れている。この計画を一つ一つやり切っていくことで、我々が目標と掲げている ROE10%は達成可能であると考えている。

⑥. 議決権行使について

(丸木)

弊社及び弊社が運営するファンドは、議決権行使基準に基づき、第 2 号議案の取締役選任議案について、伊藤取締役のみ賛成、その他全ての取締役候補に反対する。第 2 号議案を除くその他全ての議案に賛成する。

7. 採決

会社提案の全議案を可決、株主提案を否決して終了。

以上